

令和5年9月5日
 世田谷総合支所
 北沢総合支所
 玉川総合支所
 砧総合支所
 烏山総合支所

世田谷区立区民センターの指定管理者の指定

1 主旨

世田谷区立区民センター条例（以下「条例」という。）第19条第1項に基づき、令和6年4月からの区立区民センター11か所の指定管理者について、区民センター毎に候補者適格性審査を実施し、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定した。

については、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を、令和5年第三回区議会定例会に提出する。

2 対象施設名称、位置及び適格性審査対象者

対象施設名称	位置	適格性審査対象者 ※
世田谷区立太子堂区民センター	世田谷区太子堂一丁目14番20号	太子堂区民センター運営協議会
世田谷区立弦巻区民センター	世田谷区弦巻一丁目26番11号	弦巻区民センター運営協議会
世田谷区立宮坂区民センター	世田谷区宮坂一丁目24番6号	宮坂区民センター運営協議会
世田谷区立桜丘区民センター	世田谷区桜丘五丁目14番1号	桜丘区民センター運営協議会
世田谷区立代田区民センター	世田谷区代田六丁目34番13号	代田区民センター運営協議会
世田谷区立奥沢区民センター	世田谷区奥沢三丁目47番8号	奥沢区民センター運営協議会
世田谷区立玉川台区民センター	世田谷区玉川台一丁目6番15号	玉川台区民センター運営協議会
世田谷区立深沢区民センター	世田谷区深沢四丁目33番11号	深沢区民センター運営協議会
世田谷区立鎌田区民センター	世田谷区鎌田三丁目35番1号	鎌田区民センター運営協議会
世田谷区立上北沢区民センター	世田谷区上北沢三丁目8番9号	上北沢区民センター運営協議会
世田谷区立粕谷区民センター	世田谷区粕谷四丁目13番6号	粕谷区民センター運営協議会

※適格性審査対象者は、何れも現在（令和6年3月31日まで）の指定管理者である。

3 次期指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

4 候補者の選定方法等

(1) 選定方法

本件は、条例施行規則第13条に基づく世田谷区立区民集会施設等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会という。」）による審議を経て、公募によらず適格性審査により候補者を選定することとしたものである。そのため、条例第19条第3項の審査基準に基づき、適格性審査対象者から提出された事業計画書等について、選定委員会において書類審査を行い、その結果を以て候補者を選定するものとした。

(2) 選定委員会構成（令和5年4月1日現在） ○は委員長

氏名	役職・所属等
○ 境 新一	成城大学教授
垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
塩田 尚人	健康文化研究所代表
西崎 守	世田谷区町会総連合会推薦
吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
岩元 浩一	地域行政部長
馬場 利至	玉川総合支所長

(3) 選定委員会開催状況

令和4年11月8日	令和4年度 第4回選定委員会	評価・選定方法の審議
令和5年3月27日	第5回選定委員会	審査方法・基準の審議
6月12日	令和5年度 第1回選定委員会	指定管理者適格性審査

5 候補者選定結果

選定委員会において、各適格性審査対象者から提出された事業計画書等の評価結果（別紙1）を総合的に審査した結果、何れの適格性審査対象者も合格基準点を満たし、区民センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められたため、令和6年4月からの候補者として選定した。

6 候補者選定理由

- 世田谷区立区民センターの運営にあたっては、条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。
- 平成18年度以降、各区民センターにおける運営協議会は、指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行している。
- 平成29年度の「世田谷区立区民センター連絡協議会」での区民センターのあり方等検討では「地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担う運営協議会が、指定管理者として運営することが適している。」との結果を得ている。
- コロナ禍においても感染防止対策を行いつつ事業実施の仕方を工夫して地域の交流や活性化に取り組むなど、候補者の取り組みは区民センターの設置目的に合致し、地域住民のコミュニティ形成に大きな成果をあげているので、指定管理者としての適格性があると評価された。

7 今後のスケジュール

令和5年9月	第三回区議会定例会（指定管理者の指定の提案）
令和6年4月1日	次期指定管理者による管理運営開始

事業計画書等の評価結果

分類	評価項目	得点																						
		配点	太子堂	弦巻	宮坂	桜丘	代田	奥沢	玉川台	深沢	鎌田	上北沢	粕谷											
1. 団体の目的	地域コミュニティの形成																							
2. 団体の構成等	地域住民による組織																							
	地域住民の団体への参加																							
	役員の選出																							
3. 団体の組織運営	総会等の開催																							
	責任体制・役割分担																							
	法令・社会規範の遵守																							
4. 団体の事業運営	事業実績																							
	計画（魅力ある事業）																							
	計画（利用者の要望の反映）																							
	危機管理・利用者対応																							
	公平性																							
	SDGs・DX推進																							
5. 情報等の管理	文書・個人情報等の管理状況																							
6. 団体の財務運営	実績（適正な予算執行）																							
	実績（会計監査実施）																							
	予算計画																							
合計													840	701	720	752	740	733	745	777	731	720	715	710
合格基準点													560											
審査結果（適格性）													有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有

備考 各施設の得点は、選定委員会委員（7名）による採点の合計値を示す。

会議録要旨

会議名	令和4年度第4回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	北沢総合支所地域振興課
開催日時	令和4年11月8日（火）午後6時開始
開催場所	北沢区民会館 第1・第2集会室
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、木本委員、舟波委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 世田谷区立玉川区民会館別館の評価・選定方法について 3 世田谷区立砧区民会館（成城ホール）の評価・選定方法について 4 世田谷区立烏山区民会館、烏山区民センターの評価・選定方法について 5 世田谷区立区民センター（11か所）の評価・選定方法について
主な意見	<p>【議題】</p> <p>■ 世田谷区立玉川区民会館別館の評価・選定方法について 事務局より、施設概要、利用実績、過去の収支、指定管理者の自主事業、所管課における評価、新型コロナウイルス感染防止対策のため休館などの対応を行ったことや、駐車場の整備したことを報告。これについて委員より、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル料の補填についてどのように決まったのか。 ⇒自治体の要請による休館のためリスク分担に基づき補填したことを説明。 ・実際に現場を歩いた。不便な立地だが駐車場の整備など、工夫し奮闘している。 ・料金を取ることに固執せず、無料で区民に開放する日があっても良い。等 <p>出た意見について、引き続き検討すること。指定管理について効果は出ており、引き続き指定管理による運営とし、指定期間は5年、公募によるものとする。</p> <p>■ 世田谷区立砧区民会館（成城ホール）の評価・選定方法について 事務局より施設概要、利用実績、過去の収支、指定管理者の自主事業、所管課における評価、新型コロナウイルス感染防止対策のため休館などの対応を行ったことや、ワクチン接種会場として使用したことなどを報告。これについて委員より、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫茶店もおいしく、手ごろな値段で運営している。 ・コロナの影響による減収が大きい。事業者は大変なのではないか。 ・評価シートの点数について、優れている場合はその理由を示した方が良い。等 <p>現行の指定管理者は工夫しており、地域に開かれたイベントを開催するなど、密着型という印象。引き続き指定管理による運営とし、指定期間は5年、公募によるものとする。</p> <p>■ 世田谷区立区民センター・烏山区民会館の評価・選定方法について 桜丘ほか11区民センター及び烏山区民会館について、施設概要、事業報告、所管課評価、緊急事態宣言等の影響による開館状況を報告した。委員からは、以下の通り質問、意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費に支出される割合がセンターにより差がある。収支報告に備考欄があるので、そこに支出内容を記載すると良い。 ・同じような評価でも、点数にばらつきがある。整合性が取れるようにしておくべき。 <p>指定管理者の選定方法については、引き続き5年間指定管理による運営とし、非公募とする。頂いた意見は所管課と共有し、検討する。</p>
その他	今後のスケジュール 令和4年度第5回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年3月27日開催予定

会議録要旨

会議名	令和4年度第5回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	北沢総合支所地域振興課
開催日時	令和5年3月27日（月）午後6時開始
開催場所	北沢区民会館 第4集会室
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、木本委員、舟波委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 令和5年度指定管理者選定対象施設について 3 世田谷区立区民会館・区民斎場の指定管理者選定の審査方法・審査基準について 4 世田谷区立区民センター・烏山区民会館の指定管理者選定の審査方法・審査基準について
主な意見	<p>【議題】</p> <p>■令和5年度指定管理者選定対象施設について 公募による選定施設が砧区民会館1施設、非公募による選定施設が区民センター12施設及び烏山区民会館であることと、選定の流れを説明。 なお、玉川区民会館別館については、公募による選定が望ましいとの御意見をいただいたが、運営方法等々について更なる検討が必要と庁内での指摘があったため、今回の公募による選定から外すことを報告。 委員より、以下の通り意見があった。 ・告知はホームページで公開するのか。多くのところに告知できるようにすべき。 ・告知を始めたら、これまで応募した団体にも周知すること。</p> <p>■世田谷区立区民会館・区民斎場の指定管理者選定の審査方法・審査基準について 選定の流れ、配点、審査方法等について委員へ説明を行った。 委員からは、以下の通り意見があった。 ・喫茶コーナーについては、コンセプトよりメニューの配点を高くした方が良い。 ・業務実績の配点について、8点の次が4点で、差がある。もう少し細分化しては。 ・2次審査については、ヒアリングの配分を重視してほしい。等 以上の意見を基に、審査基準や時間配分を修正し進める。</p> <p>■世田谷区立区民センター・烏山区民会館の指定管理者選定の審査方法・審査基準について 審査基準にSDGs、DX等を取り入れていることなどを説明。 委員から、以下の通り確認・意見があった。 ・SDGsやDXの定義について補足説明を。 ・協議会は後継者難になってはいないのか。 ・審査項目については網羅されていると感じる。 以上により、審査方法・基準については了承された。</p>
その他	今後のスケジュール 令和5年度第1回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年6月12日 開催予定

< 参考資料 3 >

会議録要旨

会議名	令和5年度第1回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	令和5年6月12日（月）午後6時開始
開催場所	砧区民会館 集会室 C・D
出席者	境委員長、垣内委員、塩田委員、西崎委員、吉竹委員、馬場委員、岩元委員
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 世田谷区立砧区民会館指定管理者選定一次審査結果確認 3 世田谷区立砧区民会館指定管理者選定二次審査について 4 世田谷区立区民センター・烏山区民会館指定管理者選定適格性審査 5 今後のスケジュール
主な意見	<p>【議題】</p> <p>■区立砧区民会館指定管理者選定一次審査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より審査結果を報告した。質疑は以下のとおり。 ・ （委員）利用料金収入額が2024年度は2025年度以降と比較し、かなり少ないが理由があるのか。 ・ （事務局）区のガイドライン上、現指定管理者が2024年度前半の6か月分を受け取れる扱いとなるためである。 ・ （委員）収支計画書からは読み取れないこともあり、ヒアリングで確認したい。 ・ 以上の質疑を経て、基準点を上回っている提案者を1次審査通過者とした。 <p>■区立砧区民会館指定管理者選定二次審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より二次審査の進め方について説明した。質疑は以下のとおり。 ・ （委員）利用率の向上策の具体案を聞いてみたい。 ・ （委員）審査では区民会館であっても地域交流を深める視点を加味して良いのか、ホールの安定的な管理に重点を置くのか。 ・ （事務局）基本は後者だが、地域交流の要素があれば加味いただきたい。 ・ （委員）仮に23時まで営業する場合の延長料金の設定は条例上問題ないか。 ・ （事務局）条例上は問題ないが、近隣への配慮は必要である。 ・ （委員）申込みや抽選、支払いなど、利用者の利便性に繋がる提案を確認したい。 ・ 以上の意見をもとに、第二次審査を実施する。 <p>■区立区民センター・烏山区民会館指定管理者選定適格性審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より審査結果を報告した。質疑は以下のとおり。 ・ （委員）運営協議委員が参加する研修会の予算計上は問題ないか。 ・ （事務局）研修会は今後の企画のための実地踏査を主としており妥当であると考えているが、今後も予算の適切な執行に向けて区としてもチェックを継続する。 ・ （委員）「地域住民」の考え方を今後整理した方がよい。 ・ （委員）今後、会計監査などの様式の統一や、提案ページ数を制限してはどうか。 ・ （事務局）次回の選定において反映したい。 ・ 以上の質疑を経て、基準点を上回っている全運営協議会を「適格性あり」とした。
その他	<p>■今後のスケジュール</p> <p>令和5年度第2回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 令和5年6月26日 （区立砧区民会館指定管理者選定二次審査）</p>

事業計画書

令和5年 5月12日

世田谷区長
保坂展人様

所在地 世田谷区太子堂1丁目14番20号

申請者：団体名 太子堂区民センター運営協議会

代表者氏名 加納好昭



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

- 1 事業実施の機会をとらえて、区民センター利用者の意見・要望の把握につとめ、利用者のニーズに沿った事業の企画立案と適正かつ効果的な施設運営を図る。
- 2 各種情報媒体の活用により、地域や関係機関に当センターの各種事業を紹介多くの方に施設利用を促すとともに地域コミュニティの発展の礎とする。
- 3 個人情報漏洩することないよう、その保管、管理には万全を期する。また保管の必要がなくなった個人情報は速やかに処分する。
- 4 固有の清掃システムによって衛生管理を徹底、世田谷区の方針に基づくウイルス感染対策を継続することで、利用者と職員にとって安心、安全な施設を維持する。
- 5 クール&ウォームビズ等の各種施策や古紙再利用の促進によって更なる省エネ活動を実施、世田谷区の掲げる目標に寄与する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

- 1 利用者懇談会の開催
当センター利用者の意見・要望を把握し、施設の利用や当運営協議会が実施する事業の改善を図る。
実施時期：3月（年1回）
- 2 和室利用団体会議の開催
太子堂福祉会館時代から長きにわたり利用する団体が一堂に会し、当運営協議会を議長とした会議を開催、和室（午前・午後）利用の秩序維持と効率化を図る。
実施時期：12月（年1回）
- 3 区民センターニュースの発行
当運営協議会事業や利用者団体の活動内容等を掲載、センターの魅力を広く遍く発信する。
発行時期：6月・1月（年2回）
- 4 各種情報媒体の活用
「区のお知らせ」「FMせたがや」「世田谷区民手帖」「館内掲示板」などの情報媒体を活用するとともに、事業推進委員等からの口コミで、当運営協議会が実施する事業紹介と多くの方の参加を募集する。
実施時期：事業実施の都度

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

地域と利用団体との交流並びに利用団体相互の理解及び親睦を図ることを目的としたコミュニティ事業を行う。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1 第38回太子堂区民センター文化祭

11月23日（土）・24日（日）2日間開催

- ・茶道の部 来賓及び一般来館者に対する立礼によるお茶の接待
- ・演芸の部 踊り、民謡、詩吟、カラオケ、フラダンス他発表
- ・展示の部 絵画、書道、生花、手芸、絵手紙、折り紙他作品展示及び実演コーナーの設置
- ・音楽の部 各種楽器演奏、コーラス他の発表

2 文化学習事業

内 容： 歴史や経済、暮らし、伝統文化等についての理解と知識を深める講演（講義）と体験学習を開催

回 数： 3回

実施時期： 5月、9月、3月

3 健康講座

内 容： 年代を問わず気軽に取り組めるスポーツや体操などの実技指導と講義（座学）を開催

回 数： 2回

実施時期： 6月、12月

4 まちかどコンサート

内 容： 様々なジャンルの演奏家を招聘し、当センター利用者や地域の方々が気軽に参加できるコンサートを開催

回 数： 2回

実施時期： 7月、2月

5 児童・生徒事業

内 容： 当区民センター近隣の小・中学校の児童・生徒ならびに各学校のPTAや青少年関係が学校の枠を超えて交流し、親睦を図れるよう「こども音楽祭」と「五色百人一首大会」を開催

回 数： 各1回

実施時期： 9月・1月

6 バスハイク研修会

内 容： 日帰り可能範囲内の史跡や文化施設等の視察等を通じて見聞を広め新たな知識・気づきを得る機会を提供

回 数： 1回

実施時期： 11月

7 コミュニティ花植事業

内 容 : 当センター敷地内の花壇及びフラワーポットに季節の花植えをし
センター周辺の緑化と景観の向上を図る。

回 数 : 2回

実施時期: 5月、11月

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

事業推進にあたっては、各事業部会・実行委員会において企画立案し、事前準備
実施体制などについて協議の上、依頼する講師、出演者、参加団体代表者等と緊密な
連携のもとに推進する。

講座・講演等の事業開催時に参加者へのアンケートを実施、事業への好嫌レベル等
事業実施結果を次回以降の実施計画に盛り込んでいく。

当センター利用団体の方々を対象とした懇談会を開催して、利用者側からの意見・要望
希望を求めて、世田谷区の了解を得ながら運営協議会事業に反映させる。

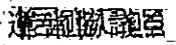
利用者の年代特性、特にデジタルに対するリテラシーレベルに即した対応を心がけ
利用者の満足度を高めていく。

事業計画書

令和5年5月8日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在地 東京都世田谷区弦巻 1-26-11

申請者 団体名 弦巻区民センター 代表者氏名 柴崎 ヒサ子 

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

区民センターだより、掲示板、展示ケース等を活用し運営協議会の事業を含めた活動状況や利用団体の活動内容等紹介、また利用団体の意見を踏まえて、今後の事業に反映する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 利用団体意見交換会

実施時期：2月

日 数：1日間

内 容：① 区民センター利用者（団体）の意見・要望を把握し、施設の利用や運営協議会が実施する事業に反映させていく。
② 利用者（団体）相互の情報交換、施設利用のルールづくり等の場としていく。

2. 合同防災訓練

実施時期：2月

日 数：1日間

内 容：施設利用者の安全を確保するために、区及び消防署の協力を得て、施設利用者及び児童館利用者と共に避難訓練を実施する。

3. 区民センターだよりの発行

実施時期：毎月、年12回

内 容：区民センター運営協議会の情報紙として、運営協議会の事業を含めた活動状況や利用団体の活動内容等を掲載することにより、コミュニティづくりに寄与する。

4. 館内掲示板の利用

実施時期：4月～3月

内 容：弦巻区民センターの館内にある掲示板や展示ケースについて、運営協議会で利用方法を定め、区民センターを利用している団体の情報発信や、活動の成果を発表できる場を確保することにより、今後の活動を一層活性化させ、コミュニティの輪を広げることに寄与する。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

各種イベントを通じ、地域住民、各町会、利用団体等との相互コミュニティの形成をはかる。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1. 男の料理教室

実施時期：4月～3月

日 数：延べ24日間

内 容：料理の実技講習を6回で1セットとして、
（上期2、下期2）計4セット実施する。

2. 鯉のぼり大会

実施時期：4月下旬～5月上旬

日 数：約15日間

内 容：地域住民から提供された鯉のぼりをセンター中庭に掲げ、子ども達の元気な成長を願う。

3. 花美化運動

実施時期：5月上旬 11月中旬

日 数：1日

内 容：弦巻町会の花いっぱい運動の時期に合わせ、また新年を前にした冬寒い時期の彩添えとして、区民センター玄関及び中庭植え込みにプランターを用意し花を植えることにより、協議会委員と地元弦巻町会の人達との交流を図る。

4. 七夕まつり

実施時期：6月下旬～7月上旬

日 数：約15日間

内 容：地域住民から提供された笹竹に、老若男女、子ども達が自分の願い事や希望を色とりどりの短冊に書き、夢の実現を願う。

5. 着物着付け教室

実施時期：10月上旬～11月上旬及び2月下旬～3月上旬

日 数：延20日

内 容：着物の着付けと和服の基礎知識を学ぶ。

6. はじめての茶の湯教室

実施時期：5月～7月

日 数：延12日

内 容：初心者向けに茶道の基礎知識を学ぶ

7. 運営協議会研修会

実施時期：10月の第週頃

日 数：1日

内 容：他都市のコミュニティ施設、スポーツ・文化施設等の視研修を行うことで、運営協議会事業の質的向上を図る。

8. 弦巻区民センターまつり

実施時期：11月の第3週の土・日曜日

日数：2日間

内容：作品の展示、演芸、音楽、茶道、ダンス、健康体操の実技及び発表を行う他、フリーマーケットを開催する。

9. カラオケ大会

実施時期：3月第2日曜日

日数：1日

内容：カラオケ団体の成果発表と相互交流を図る。

10. 地域子ども交流事業

実施時期：不定期

回数：年8回

内容：①オープン卓球大会全3回

②敬老の日イベント

③子ども生け花講習会

④子ども生け花展示会

⑤お正月遊び

⑥イベント後の活動内容をロビーに展示

11. 弦巻区民センターだよりの発行

実施時期：毎月1日発行

回数：12回

内容：運営協議会事業の紹介と利用団体の情報提供。

12. ロビー展示

実施時期：年間

日数：年間

内容：センター利用団体の作品を展示し、活動の紹介と団体相互の理解を深める。

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

- ・運営協議会委員から選ばれた委員により役員会・運営委員会を組織する。

役員及び運営委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計監事は、協議会の会計監査を行う。
- (4) 運営委員は、次のことを行う。
 - ア 区民センターの運営、利用に関すること。
 - イ 世田谷区との連絡調整に関すること。
 - ウ 事務局に関すること。
 - エ 協議会の経理・出納に関すること。
 - オ その他会長の命ずる事項に関すること。

- ・毎月開催する運営委員会にて各種イベントの計画・実施について協議する。
- ・イベントの広報は主に区報にて行う。
今後、世田谷くみん手帳のホームページにても広報を計画していく。
- ・苦情や要望については、随時事務局で受け付けて迅速な対応を行う。
また、年1回利用団体からの意見を受ける機会を設け改善に取り組む

【SDGsへの取り組み】

初心者向け料理・茶道・着付け等の教室を通じ生涯学習の機会を促進していく。
ペーパーレス化やペットボトルのリサイクルを推進しごみの発生する量を減らす。
児童館との共催事業を通じ子どもと地域住民との交流を推進し、だれもが、安全で使いやすい公共の場としての事業を提供していく。

【DX推進に向けた取り組み】

デジタル技術への理解度を深め、その年代特性に応じた対応を心掛け、イベント告知をSNSやホームページを通じた広報を提案していく。
具体的には世田谷くみん手帳のお知らせ・イベント情報を活用した広報を計画していく。

事業計画書

令和 5年 5月 12日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在地 東京都世田谷区宮坂 1-24-6

申請者 団体名 宮坂区民センター運営協議会

代表者氏名 鈴木 賢裕 (印) (印)

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

- 1) 区民センター利用者の意見・要望を把握し、ロビーなどの共用部分の活用また、掲示板の活用方法、チラシ置場のルールづくりを行うなど、利用者の 利便に配慮した適正かつ効率的な施設運営の見直し改善を図る。
- 2) 区民センター利用団体の情報発信手段として、定期的にセンターニュースを発行し、各種事業に関する情報提供とコミュニティづくりを促進するなどのほか、地域住民が当センターを積極的に利用するよう促す。
- 3) 個人情報（氏名・住所・電話番号等）の取扱いについては、個人情報が漏洩することがないように、その保管、管理には万全を期する。また、保管の必要がなくなった個人情報は、シュレッダーで裁断するなど速やかに処分する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

- 1) 利用者懇談会

（目的）区民センター利用者の意見・要望を把握し、施設の利用や運営協議会が実施する事業の改善に生かしていく。

実施時期：翌年2月
- 2) 区民センターニュースの発行

（目的）区民センター運営協議会の情報誌として、運営協議会の事業を含めた活動状況や利用団体の活動内容を記載し、コミュニティづくりに寄与する。

発行時期：7月・12月・翌年3月（年3回）

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

- 1) 各事業終了の際にアンケートを実施し、その結果を踏まえて次回の企画に活かしていく。
- 2) 利用者を対象に懇談会を開催し、運営協議会が実施する事業についての意見要望を伺い今後の運営に反映させていく。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1) 宮坂区民センターまつり

（目的）区民センター利用団体の作品展示・演芸・音楽・茶道・ダンス・健康体操等の実技・発表をとおして、利用団体の活動をより一層発展させるとともに地域住民との交流を図り、コミュニケーションの場を提供することを目的に実施する。

（内容）当センターを利用している団体の作品展示・体験及び茶道・舞踊・詩吟・音楽・ダンス・健康体操等の発表。

実施時期：原則として、10月の最終土曜日・日曜日の2日間

2) 盆踊り大会

（目的）区民センター利用団体と地域住民とのコミュニティの場として、より良い街づくりの一助とすることを目的に実施する。

（内容）舞踊団体が中心に指導を兼ねながら、地域住民と輪となって踊る。

実施時期：原則として、8月の最終土曜日

3) 地域文化の交流会（文化学習部会事業）

（目的）「宮坂寄席」の開催及び、部会員が作成した各種作品展示を通じ、地域住民との交流を図る。

（内容）宮坂寄席、作品展示（写真・絵画・生花・書道・絵手紙・水墨画等）

実施時期：5月

4) 詩吟・民謡・日舞を楽しむ会 (音楽部会事業)

(目的) 宮坂区民センターを利用する詩吟・民謡・日舞の団体による発表会を開催し、団体間や地域住民との交流を深める目的で実施する。

(内容) センター利用団体による、詩吟・民謡・日舞の発表会。

実施時期：4月

5) 初心者フラダンス講習会 (スポーツ部会事業)

(目的) 参加者を募集し、初心者がフラダンスの実技体験を通して学び、健康増進に繋げていくとともに、参加者間の交流を目的に実施。

(内容) 講師を招き、参加者にフラダンスの実技指導を実施する。

実施時期：7月・9月

6) 「ストレッチ・筋トレ教室」(スポーツ部会事業)

(目的) 参加者を募集し、健康体操について学び、実技体験をとおして今後の健康増進に繋げていくとともに、参加者間の交流を目的に実施。

(内容) 参加者に対して、ストレッチ・筋トレを中心に実技指導を行う。

実施時期：6月

7) バドミントン講習会 (スポーツ部会事業)

(目的) バドミントンの楽しさを知ってもらうことと、ゲームを通じて参加者間の交流を図る。

(内容) 「初心者向け」と「経験者向け」の2回に分けて開催する。

実施時期：6月(初心者向け)、8月(経験者向け)

8) バレーボール交流会 (スポーツ部会事業)

(目的) 宮坂区民センターを利用するバレーボール団体間の交流と、技術向上を目的に実施する。

(内容) 各団体がチーム編成をして、A・Bブロックの試合形式で行う。

実施時期：8月

9) ニューススポーツ講習会（地域活動部会事業）

（目的）宮坂区民センター周辺の小・中学校の児童・生徒の交流の場と、スポーツの楽しさを体験する目的で実施する。

（内容）体育協会から講師を招き、2020年パラリンピック東京大会正式種目の「ボッチャ」や、「ラージボール卓球」など、近年特に注目されているスポーツの実技指導と体験を行う。

実施時期：6・9・12月

10) 児童館といっしょに（地域活動部会事業）

（目的）上町児童館の協力を得て、児童館利用の小・中学生を対象に区民センターを知ってもらうとともに、生徒間の交流を目的に実施する。

（内容）球技・玩具を活用して、児童・生徒間の交流を図る。

実施時期：8月・翌年2月

11) 文化学習の基礎講座（文化学習部会事業）

（目的）参加者を募集し、水彩画や写真撮影の基礎的な技術を学ぶことで趣味の領域を広げ、参加者間の交流を促進することを目的とする。

（内容）講師をお呼びし、座学やフィールドワークを通して、水彩画や写真撮影、生花等の基礎的な技術を学ぶ。

実施予定時期：11月

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催し物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

宮坂区民センター利用団体から選出された委員20名と、地域活動団体から推薦された委員20名の、総数40名以内の委員をもって構成している。

役員及び運営委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会の運営を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会の予算計画に関する事務を行う。
- (4) 会計監査は監査に関する事務を行う。
- (5) 委員は、事業の実施、その他会の運営に必要な事務を行う。

年3回の役員会及び、年2回の定例会を開催し、事業開催の審議を行う。

- (1) センター事業の企画・運営及び予算に関すること。
- (2) 事業、会計及び会計監査報告の認定に関すること。
- (3) 委員の承認に関すること。
- (4) 会則に関すること。
- (5) その他センターの運営上、重要事項に関すること。

センターに対する苦情や要望については、随時事務局で受付を行うと共に、年1回の「利用者懇談会」開催により問題点を顕在化し、優先順位を考慮しながら、迅速に対応を行っている。

イベントの広報は、主に区報にて行っている。

今後は、「世田谷くみん手帳」のホームページでの広報も計画していく。

【SDGsへの取り組み】

更なるペーパーレス化や、グリーン購入法適合商品の購入を、積極的且つ継続的に進めていく。

【DX推進に向けた取り組み】

デジタル技術への理解度や応用力により、その年代特性に応じた対応を心掛け、顧客満足度（CS）の向上に注力していく。

具体的には、Wi-Fi（5G）の施設内メッシュ化や、音響設備デジタル化の具現化を提案する。

事業計画書

令和5年5月12日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在地 世田谷区桜丘5丁目14番1

申請者：団体名 桜丘区民センター運営協議会

代表者氏名 阿 部 洋



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ①指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ②令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

- 1, コミュニティの形成を促進するための講座、その他の事業を実施する。
- 2, 区民センターの利用者の意見、要望等を把握し、ロビーなどの共用部分の利用並びに掲示板及びチラシ置き場のルールづくりを行うなど、利用者の利便に配慮した適正かつ効率的な施設運営を図る。
- 3, 定期的なニュースの発行、ポスターの掲示、チラシの配布等、各種事業に関する情報提供を行い、コミュニティづくりを促進する。
- 4, 個人情報（氏名、住所、電話番号等）の取扱いについては、個人情報が漏洩する事ないように、その保管、管理に万全を期する。
また、保管の必要が無くなった個人情報は、シュレッダーで裁断する等速やかに処分する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1、地域利用者懇談会

実施時期：6月中旬

日 数：1日間

内 容： 区民センター利用者の意見・要望を把握し、施設の利用や運営協議会が実施する事業の改善に活かしていく。

2、区民センターの発行

実施時間： 年度内2回（9月、2月）、センターニュースを発行する。

6年度は、各3,500部発行する。

内 容： 区民センター運営協議会の情報紙として運営協議会の事業を含めた活動状況や利用団体の活動内容等を掲載し、コミュニティづくりに寄与する。

編 集： 編集委員は、企画委員の他、小・中学校PTA郊外委員10名を中心として、各回8回～10回の編集会議での絆から運営協議会協力委員となって活動している。

3、館内掲示板等の利用・活用

実施時期：通 年

内 容： 桜丘区民センター館内の掲示板や展示パネル等について、運営協議会で利用方法を定め、区民センターを利用している団体の情報発信や活動の成果等を発表できる場として確保し、今後の活動を一層活発化させコミュニティの輪を広げる。又、世田谷文学館（出張展示）との共催事業による展示会及び夢プロジェクトと称してセンターロビーに季節毎にディスプレイ等を工夫し、来館者の目を楽しませ、併せて利用しやすい施設に改善して行く。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催し物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

センター利用者及び地域住民の自由かつ積極的な交流を促進し、人間性及び文化性豊かなコミュニティを育てることを目的に各種事業を行う。

桜丘区民センターまつり

利用団体の今後の活動をより一層発展させ交流を図るとともに、来場した地域住民との良好なコミュニケーションの場となることを目的とする。また併設する図書館、児童館と共催し施設全体に及ぶ交流を図る。

センター利用団体の事業

桜丘区民センターをホームグラウンドとしている団体や地域住民に呼びかけ相互の交流と親睦を図る。

- ① 歌の祭典カラオケ発表会 ② 卓球のつどい ③ 音楽の集いコンサート

地域住民参加の事業

広く地域住民に呼びかけ、知識の習得と相互の交流を図る。

- ① 歩こう会 ② コミュニティ講座 ③ ママ・パパリフレッシュ体操
④ 地方開放「桜丘金曜サロン」毎週金曜日の午後開催【重点事業】
⑤ よいこら音祭 ⑥ あ♪ライブ ⑦ 音楽フェスティバル
⑧ さくみん食堂（毎月第3土曜開催・共生食堂）

地域団体との共催事業

- ① NPO桜丘まちづくり（桜丘まちづくり音楽祭）共催
② 桜丘児童館との共催事業
③ 世田谷文学館との共催事業（文学館出張展示・小中学生の教養講座）
④ 利用団体との共催事業（蕎麦打ち講習会）

② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1 歩こう会

実施時期：5月

日数：1日間（半日程度のコース）

内容：身近な自然に触れながら、心身のリフレッシュと地域の参加者相互の交流と親睦を図る。

2 歌の祭典カラオケ発表会

実施時期：6月

日数：1日間

内容：活動団体と地域住民に呼びかけ、日頃の練習の成果の発表と、相互の振興を深める交流会を行う。

3 委員研修・見学会

実施時期：9月

日数：1日間

内容：運協委員・協力員等の連携強化を目的とし、バスによる研修施設等の見学を行う。

4 健康スポーツ講座

実施時期：8月

日数：1日間

内容：体育指導員によるストレッチやリズム体操及び管理栄養士による食事管理口座の両面から身につける。

5 子育て支援講座

実施時期：10月、2月

日数：1～3日間

内容：子育て中のママを対象にした「リフレッシュ体操」及びパパ、ママの双方を対象とした「リフレッシュ体操」を開催する。

6 センターまつり

実施時期：11月

日数：2日間

内容： 区民センターまつり実行委員会を立上げ地域と一体になって実施する。利用団体による展示発表（絵画・書道・写真等）、地域の児童、生徒の作品展示、さらには、合唱、器楽演奏発表、舞台発表、お茶席コーナー、フリーマーケット、模擬店の他、児童館共催「こどもまつり」と図書館共催「本のリサイクル市」も実施する。

7 食育講座

実施時期：10月、1月

回数：2回

内容： 蕎麦打ち講習会の他、川場村格子による「こんにやく作り」の講習会を継続して実施する。

8 音楽のつどいコンサート

実施時期：3月

回数：1回（1日間）

内容： 地域の方々による音楽発表と、良質なプロの演奏を提供し、音楽を通してコミュニティの醸成を図る。

9 卓球のつどい

実施時期：3月

回数：1回（1日間）

内容： 活動団体等に呼びかけ、気軽に参加できる卓球を通じた交流会を行う。

10 地域開放「桜丘金曜サロン」

実施時期：通年

回数：毎週金曜日の午後

内容： 独居老人等の憩いの場として、民生委員等が相談相手となったり、ぶらっと1人…、知り合いをさそっても…、待ち合わせても…、おしゃべり、趣味、読書等を通じて、すてきな人の輪が広がっていくことを目的に、自由な談話コーナーとして設定する。

1 1 桜丘まちづくり音楽祭

実施時期：12月

回数：1回(1日間)

内容： 地域団体、「NPO法人世田谷桜丘まちづくり」との共催事業ベルリンフィルハーモニー管弦楽団の演奏者有志によるコンサート等のプロ演奏によるパフォーマンスを堪能する。音楽を通じてコミュニティの醸成を図る。

1 2 よいこら音祭

実施時期：9月・1月

回数：2回(1日間)

内容： 合唱、楽器、ダンス、舞踊、語り、朗読、音声を使ったパフォーマンス等で、若手出演者ととともに作る「よいこら音祭」です。音大生やプロを目指す卒業生の発表する場所がない、出演料がなくてもよいとの音楽大学の教授の声で企画したもの。出演者と共にイベントを楽しんでコミュニティの醸成を図る。

1 3 あ♪ライブ

実施時期：12月

回数：1回(1日間)

内容： 地域の小中高校生等による音楽演奏会等を企画し、小中高校生が楽しめる演奏会を提供し、音楽を通してコミュニティの醸成を図る。

1 4 桜丘土曜寄席

実施時期：通年

回数：月1回 第2土曜日の午後

内容： 個人開放の大広間の活用促進とPRを目的に落語会を開催する。特に、高齢者の他、若者も楽しめる落語を提供する。

1 5 日本芸能

実施時期：7月・1月

回数：2回(1日間)

内容： 七夕の季節に琴や篠笛等や新年には、相応しく筆や竹笛等の日本の伝統楽器による演奏を聴き、音色の美しさとともに清涼感を味わう事ができる。

16 音楽フェスティバル

実施時期：5月

回数：1回（1日間）

内容： 施設利用団体による音楽発表会。

17 さくみん食堂（共生食堂）

実施時期：毎月1回（第3土曜日）

実施回数：10回

内容： ボランティア団体（笑顔さく街キッチン）と共催し、毎月1回晩御飯(カレーライス)を地域の子供たちや、独居老人に提供する「共生食堂」を開催し、家族以外の老若男女が食卓を囲み、会話しながら温かい食事をとることで、自然に触れあい、ついでに、社会問題である孤食対策の一助を図るために実施する。

18 さきっちガーデン（農の体験・食育）

実施時期：通年（主に春から秋）

実施回数：随時

内容： 笹原小学校、桜丘児童館、地元町会と共催し、笹原小学校の花壇等を利用し、ホームガーデンを造り、種や苗から野菜を育てる農作業の苦労や楽しさを自動に経験させ、収穫に至るまでのプロセスを学び、併せて、農から食に至るまでの一連の工程を通じて児童や教職員と地域住民とのコミュニティの推進を図る。

③ 事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

【運営体制】

センター利用団体から選出された委員、地域団体（町会、商店街、小中学校PTA、民生・自動委員、青少年地区委員）及び運営協議会から推薦された委員の合意により、事業を企画・運営する。

運営協議会委員により事業実施担当委員を選出し、具体的な事業計画の作成と実施を行う。また、利用団体や地域住民へも委員への参加を広く呼びかける。

なお、イベントの広報については主に区報を利用しているが、今年度年からホームページ（「世田谷くみん手帳」）上への掲載も検討する。

【苦情や要望への対応】

センターに対する苦情や要望については、随時事務局で受付を行うと共に、年一回の「利用者懇談会」開催により課題を顕在化し、優先順位を考慮しながら、迅速に対応する。

【SDGsへの取り組み】

事業運営のあらゆる場面で更なるペーパーレス化を推進するとともに、「すべての人に健康と福祉を」の取り組みとして、「さくみん食堂」や「子育て支援講座」等の事業を継続実施していく。

【DX推進に向けた取り組み】

桜丘土曜寄席のネット配信の実績を踏まえ、デジタル技術を活用した情報発信に取り組みたい。また音響設備等施設の老朽化対策としてデジタル化計画立案を推進する。

令和6年度 事業計画書

令和5年5月12日

世田谷区長
保坂展人様

申請者：所在地 世田谷区代田6-3-41-13
団体名 代田区民センター運営協議会
代表者氏名 会長 梅垣 直



1. 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する業務の概要と取り組み方

施設の使用に関する業務の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

当運営協議会は、代田区民センターの施設を主な会場として各種事業を開催する。

開催する各種事業に関する情報の提供及び運営協議会の運営方針や活動状況等の報告を行うため、情報誌「代田区民センターだより」を定期的に発行する。

これにより、当運営協議会に関する地域住民の関心と理解を深め、各種事業に対する参加を促進してコミュニティづくりの一助とする。

また、各種事業の開催時に事業の参加者からアンケートや感想文をいただき、意見・要望の把握に努める他、連絡協議会等、他区民センターとの交流により得られる情報を活用し事業内容の充実を図る。さらに、施設利用者の懇談会を開催して施設利用団体の意見や要望を把握し、利用者の利便性の向上に努める。

加えて、児童館、図書館、社会福祉協議会との連携強化により施設を効果的、効率的に活用し、運営協議会活動を一層拡大、充実したものとする。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する業務の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 代田区民センターだよりの発行

「センターだより」を年2回発行し、利用者の活動状況や代田区民センター運営協議会が主催する各種コミュニティ講座さらには施設運営の取組み状況、運営に関しての経費の状況報告を行い、区民に対し開かれた運営に努める。

○ 発行時期及び記事内容

- ・ 7月…決算・年間の実施事業の報告、予算・事業計画の周知など
- ・ 1月…年度内の実施事業の報告、予定事業の周知など

○ 発行部数 各1,300部

○ 配付先

支所管内町会、運協委員、他区民センター、北沢総合支所、まちづくりセンター、他の支所、図書館、児童館ほか

2. アンケート調査の実施

各種講座や催物などの開催時に、参加者からアンケートや感想文をいただく。

作品展示会においては、来場者にアンケートの記入をお願いするとともに、開催後に参加団体代表との反省会を開催して参加団体の要望等を聴取する。

これにより、開催する各種事業に対する意見や要望を把握し、事業の内容を一層充実したものとする。

3. 情報収集

連絡協議会や、他の区民センターとの積極的な交流を図る事により幅広い情報を得、多様な事業展開の一助とする。

4. 利用者懇談会の開催

施設利用団体の意見や要望を聴取し、利用者の利便性の向上に努める。

実施時期：第3四半期（作品展示会反省会内にて実施）

回 数：1回

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

これまでの活動を基に、近隣の関係機関、町会関係者及び施設利用者等の支援、協力を得ながら、施設を活用した様々な事業を企画してコミュニティの形成促進事業を行い、より一層コミュニティの輪が広がるよう努める。

上述の各種事業として、コミュニティ講座、作品展示会、わくわく子ども教室事業を、それぞれの事業委員会や実行委員会で検討・計画し、実施する。

これらの各種講座、展示会等の開催をとおして、地域の方々が楽しみながら学ぶ場を提供し、社会参加のきっかけづくりとする。

募集は、「区のお知らせ25日号」やチラシ・ポスターなどの配布、講座参加経験者へのダイレクトメール、世田谷くみん手帖等により周知する。

なお、事業実施にあたり、高齢者、障害者、外国人利用者に配慮し事故防止に努めると共に、各事業を実施する過程で個人情報を取り扱うときは、関係法令等に示された規定を遵守し、区民の基本的な人権を侵害することのないよう注意するとともに、その管理を厳重にする。

また、苦情が寄せられた際は、①相手心情の理解を心掛け②内容を正確に把握し③必要に応じ謝罪、感謝を述べ④改善策を検討、提示することで解決に取り組む。

さらに、SDGs 実施に向け、主に「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」を活動の目標とし、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標達成を心掛ける。

②令和6年度に実施する事業の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. コミュニティ講座「植物教室」

実施時期：5月・9月

回数：2日間×2回

内容：第1日は、各地に自生する植物に関する講義、第2日は、東京近郊の里山や植物園などを訪ね、各種植物を観察・学習しながら自然に対する心を醸成することを目的に実施する。

募集予定人員：25～35名程度（1回当たり）

2. コミュニティ講座「教養講座」

実施時期：第2四半期から第4四半期

回数：1～2日間×2～3回程度

内容：歴史、文学、美術などに関する題材について、講義で学習した上、関連した世田谷区や近隣地域の史跡あるいは美術館や文学館等の施設を訪ねることにより、多世代に亘る区民に生涯学習の場を提供する。

募集予定人員：35名程度（1回当たり）

3. コミュニティ講座「実技講座」

実施時期：第1四半期から第4四半期

回数：1～4日間×2～4回程度

内容：実技に関する季節感を取り入れた各種講座を企画し、多くの区民が楽しみながら小物づくりの知識や技能を習得できるよう実施する。

募集予定人員：15名～25名（1回当たり）

4. わくわく子ども教室事業「わくわく科学あそび」

実施時期：6月

回数：2日間×2回

内容：小学生とその保護者を対象として、実験や観察を通して子どもたちの科学に対する興味や研究心を醸成すると同時に、保護者との絆を深めることを目的に実施する。

募集予定人員；小学生とその保護者 50組（25組×2回）程度

5. 作品展示会（代田区民センターまつり）

実施時期：原則として10月の第3日曜日とその前日（土曜日）

回数：2日間

内容：代田区民センターをホームグラウンドとし、絵画、書道、俳句等の学習活動を行っている団体の作品を一堂に展示し、その成果を広く区民に鑑賞していただくために開催する。

「代田区民センターまつり」の一環として、児童館（代田児童館まつり）及び図書館のイベントと共に開催する。

なお、前年を上回る来館者数となる様、PR、展示レイアウト等に創意工夫を図る。

6. わくわく子ども教室事業「お年寄りに学ぶつどい」

実施時期：原則として10月の第3日曜日

回数：1日

内容：伝承遊具等の作成と実演を体験する場を設け、高齢者と子どもたちがふれあう機会とする。

代田児童館まつりと同時に開催し、且つ児童の興味を引く企画を練ることにより参加者数の増加に努める。

7. 児童館、図書館との連携事業

実施時期、回数、内容：未定

代田児童館、代田図書館との連携による事業を協議、実施する。

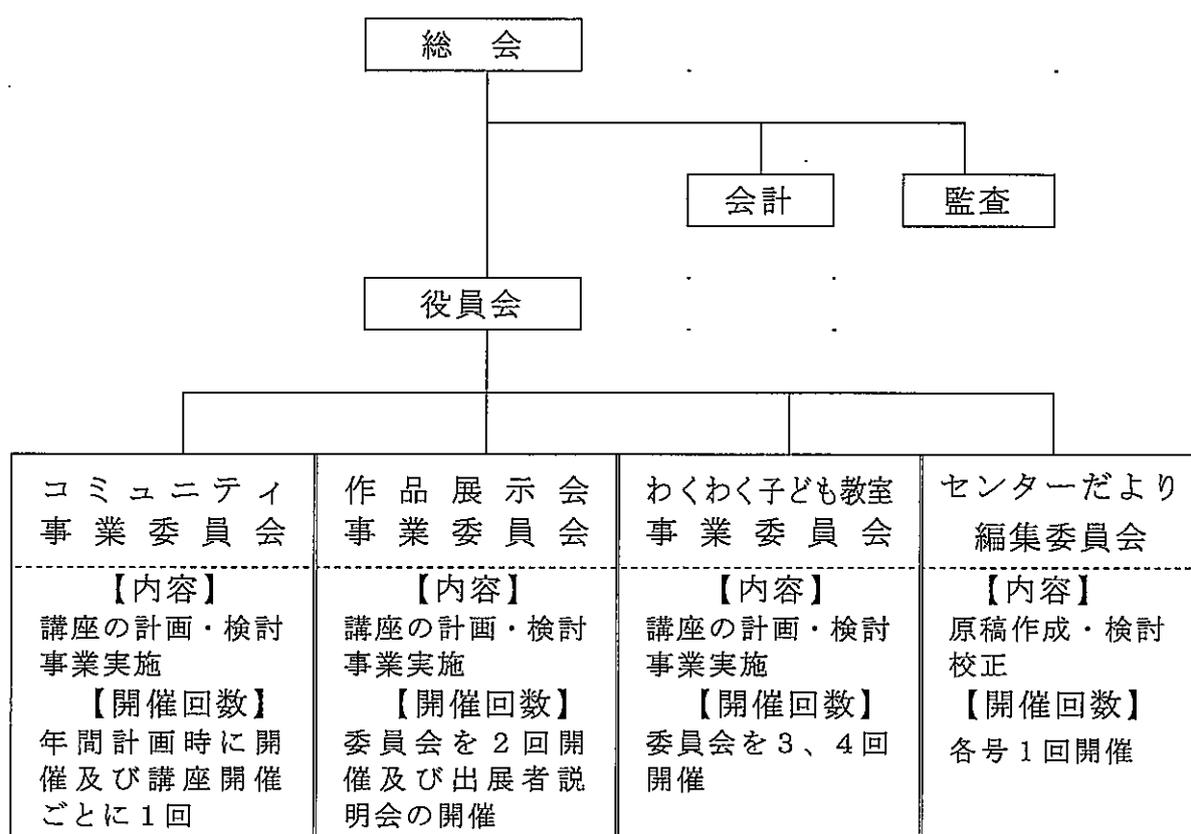
③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）

当運営協議会は、各事業委員会において翌年度における各種講座及び催物等の事業計画を立案し、役員会、総会の承認を受け、その計画に基づき事業を運営する。

事業の推進にあたっては、各事業委員会・実行委員会において計画、準備、実施体制などを審議し、その結果に基づき、講座に関わる講師、催物参加団体の代表者等と緊密に連携して事業の円滑な実施を図る。

なお、講座、催物等を実施した際、アンケート調査や反省会を実施し意見や要望を取りまとめ、次回の開催時に反映するよう努める。



事業計画書

令和5年5月10日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在地 世田谷区奥沢 3-31-6

申請者 団体名 奥沢区民センター運営協議会

代表者氏名 塩谷 良一



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ①指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ②令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1. 奥沢区民センターは、50年前に世田谷区の区民センター第1号として奥沢図書館とともに開設され、誰でも気軽に出入りできる自由な施設であり、地域交流の場としてその役割を果たしてきた。

ところが、建物の老朽化と耐震工事がなかなか進まないことから、今年4月より耐震工事準備のため2年間の予定で近くのビル2か所に仮移転した。こうした施設の制約下でも、SDGs対策として、すべての区民に安全で包括的かつ利用が容易な公共スペースの普遍的アクセスの提供として区民センターを運営していく。また地域コミュニティの形成を絶やさないよう、創意工夫し、近隣の区施設も活用してこれまでと同じように次の事項を重要課題として業務の運営に取り組む。

- (1) 子どもからお年寄りまで幅広い世代間のコミュニティ活動を促進し、多世代間交流の場づくりに努め、地域コミュニティの核として事業を推進する。
- (2) 地域住民の交流及び生涯学習の場として、利便性に配慮した適正な事業運営に取り組む。
- (3) 仮移転中はロビー展示が出来ないため、子どもたちの作品などの展示方法として窓際展示を行い学校等の連携を図る。
- (4) 定期的に発行している広報紙「おくさわコミュニティ」を通して、コミュニティ作りを推進すると共に、地域住民が奥沢区民センター運営協議会事業を知り、誰でも気軽に利用できるよう努める。

2. 個人情報の管理・取扱いについて

「世田谷区個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守し、運営協議会委員名簿及び各種講座等申込書の個人情報（氏名・住所・電話番号）の管理については、外部に漏れることのないよう適切に対応・管理し、その保管の必要がなくなった時点で、シュレッダー処理など情報復元できない方法を講じ、情報漏出事故に絶対ならないよう、その管理に万全を期する。

令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 施設利用者との意見交換会

実施時期：6月

内容：施設利用からの要望・意見を聴取し、より利用しやすい施設の改善に努めるとともに、運営協議会の活動を理解していただき、地域コミュニティの発展のため協力、連携を働き掛けていく。

2. 学校、保育園等との連携を図る。

実施時期：随時

内容：専用展示コーナーを本館会議室入口付近に設け、学校だよりなどを展示する共に、子どもたちの作品を窓際ギャラリーとして展示する。こうした活動を積み重ね、連携強化を図り、学校・保育園等も交えたコミュニティ作りを推進していく。

3. 広報紙『おくさわコミュニティ』の発行

実施時期：7月・12月・3月

内容：奥沢区民センター運営協議会の情報発信紙として、事業の活動状況について掲載し、地域・学校等に広く配布することにより奥沢区民センター運営協議会事業の周知と参加を促進し、コミュニティの輪を広げていく。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

地域コミュニティ活動の活性化を図るため文化、子育て、健康、趣味、青少年の健全育成等に関わる事業を実施し、地域住民と利用者との交流、子どもから大人まで誰でも気軽に参加出来る多世代間交流を目的に事業を推進する。

1. 事業の推進方策

- (1) 催物等については、事前に運営協議会、地域の町会・商店会、参加者等と打合せ会議を行い、事業が円滑、効率的に遂行できるよう努める。
- (2) 各種講座等については、講座の終了時、受講者からアンケートをとり、提案された意見・要望等を運営協議会の企画委員会で検討し、費用対効果も視野に入れた見直しを行い、効果的な講座等の実施に努める。
- (3) 上記の催し、各種講座等の参加者が自主的なグループの結成へと発展し、地域コミュニティ形成の核となるよう支援する。

2. 事業内容

(1) 奥沢文化祭

奥沢区民センターを拠点に活動している団体・個人の作品展示会（絵画、書道、写真、絵手紙、華道、手芸等）、演芸（コーラス、日本舞踊、フラダンス、大正琴、詩吟等）及びお茶会の実技・発表を通し、各団体・グループの活動を活性化させると共に相互の交流が図られ、その輪が将来を担う子ども達との世代間の交流を含めた、地域のコミュニティ活動に発展することを目的に実施する。

(2) おとし寄りに学ぶつどい（区と共催）

日本伝統の子どもの遊び（竹とんぼ、水鉄砲、コマ回し、折り紙等）をお年寄りから子どもに伝承すると共に、異世代間交流を図る。

(3) 中高年卓球交流会及び卓球大会

- ① 毎週水曜日に中高年を対象に健康増進、スポーツを通したコミュニティの場として30年近く続いている卓球交流会を行う。
- ② 年1回、日頃の練習の成果を競う目標のひとつとして、また親睦を深める目的で大会を実施する。

(4) 高校説明会

地域の教育活動を支援するため、また情報交換の場として地区内の中学生とその保護者を対象に公立・私立高校数校を招き、進学説明会を開催。ただ、仮移転中は、会場が狭く開催が難しい。

(5) 地域団体との連携

地区商店会が開催する確定申告相談会に協力するほか、駅前の緑化活動、奥沢地区祭りなど地域行事への協力、学校の入学式や運動会など案内があれば積極的に出席し、交流、連携を常に図る。また、町会自治会、商店会の会合にも積極的に参加して地域の一員としての繋がりを広めていく。

(6) 講座

文学、子育て、健康、趣味等に関する知識を習得するため、下記の講座を計画・実施する

また、誰でも気軽に参加できるように、区報・掲示板等を活用して広く周知する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

事業は、毎年12月に協力員を含めた全委員（約90名）に企画用紙を送付し、だれでも企画提案ができ、参画できるようにしている。提出された企画書は、利用者からの意見・要望、反省会等の内容も踏まえ、企画委員会で検討した後、再度3月に提案された事業への協力者を募り、定例総会に諮り年間事業が決定される。

令和6年度の事業は、今年度の事業を参考に下記の予定。

	事 業 名	時 期	回 数
1	コミュニティ講座「カウンセリング入門」	5月	4
2	文学散歩「春の軽井沢 文学と絵本の旅」	5月	2
3	奥沢区民センター施設利用者との意見交換会	6月	1
4	美術講座「第2回世界の庭園都市」	6月	1
5	美術講座「浮世絵について」	6月	1
6	健康講座「リラクゼーション・ヨガ教室」	7月	4
7	子ども映画教室～映画のおもちゃをつくろう～	7月	1
8	夏休みキッズレッスン「キラキラなハーバリウムを作ろう！」	8月	1
9	奥沢文化祭準備会（文化祭参加者説明会）	9月	1
10	音楽健康講座「●●●」	9月	1
11	おとしよりに学ぶつどい「区と共催」	9月	1
12	健康講座「つばの効用」	9月	1
13	第27回奥沢文化祭	10月	2
14	奥沢文化祭反省会	10月	1
15	文学講座「●●●展」	10月	1
16	教養講座「朗読教室」	11月	1
17	防犯講座「防犯のお話」	12月	1
18	コミュニティ講座「中高年卓球交流大会」	12月	1
19	コミュニティ講座「フラワーアレンジメント」	12月	1
20	コミュニティ講座「新春奥沢寄席」	1月	1
21	子ども映画会（第42回新春奥沢地区まつり）	1月	1
22	コミュニティ講座「音楽のひととき」	2月	1

23	子育て講座「奥沢わくわくフェスタ」午前：ひな祭り	2月	1
24	子ども事業「ファミリーバスハイク」	2月	1
25	コミュニティ講座「ハーブの寄せ植え」	3月	1
26	中高年卓球交流会	毎週	水
27	子ども事業（こどもコミコミひろば）	毎月	第一水
	(関 連 事 業)		
28	委員研修会		1
29	広報紙発行「おくさわコミュニティ」		3
30	区民センター ロビーにおけるパネル展示		随時
	(協 力 行 事)		
31	世田谷文学館出張講座		
32	税理士による無料申告相談・案内支援		

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

1. 運営協議会は、SDGsの視点から住み続けられるまちづくりを自らの力で継続的に作り上げていくため、地域住民により構成されたメンバーで運営する。
 - (1) 運営協議会は、地域団体である管内の町会、婦人会、高齢者クラブ、PTA、青少年団体、商店会、区民センター利用団体から構成されている。特に発足当初から幅広く片寄らないメンバー構成にするため、各地域団体から原則1名の委員構成にしている。
 - (2) 運営協議会には、会長、副会長、会計監事等の役員を置き、協議機関は最高意思決定機関の総会、総会の補完的役割を果たす役員会、コミュニティの形成を促進するための事業等の企画・立案等を行う企画委員会で構成されている。任期は2年。
 - (3) 企画委員会は、地域住民の意見・要望を把握している委員、奥沢図書館、奥沢子育て児童ひろばの職員、管内の公立小中学校のPTA会長・役員の参画を求め、利用者懇談会や提案箱等での意見・要望を踏まえ施設使用や講座、催し物等の実施案を決定する。
また、企画委員会には、運営協議会の業務運営を円滑に行うために庶務・会計・広報の部門を設けている。
 - (3) 各事業は企画提案者が責任者となり、毎月の企画委員会で具体的な内容について話し合い、準備を進め、協力者も決め、企画・立案から実施準備・実施結果までを一体的に担当し、地域住民のニーズに合った適切かつ効率的な事業の実施にあたる。
 - (4) コミュニティ形成の促進や専門性を活かすために協力員制度を設け、必要に応じて事業実施に向け協力を求める。特に学校との連携、持続可能な活力溢れる組織とするため管内のPTAには毎年会長は企画委員、役員1~2名は協力委員として広報担当を担ってもらっている。また、SDGsの取組みとしてPTAを卒業してもそのまま協力員として残ってくれるよう働きかけ、委員の若返りと底辺の拡大、組織の継続性を図っている。
 - (5) 運営体制や詳細は、別紙「奥沢区民センター運営協議会の組織」による。

2. 個々の事業の運営体制について

(1) 事業全般の取組み姿勢

事業実施時は、事業ごとに必ず企画委員の中から担当者数名を事業責任者として指定し、事業推進の中核として自覚を持たせる。そして、当該事業の企画・立案・実施の全ての面に携われることの充実感と喜びを実感してもらい、地域住民とのコミュニティの輪が広がり、多世代間の交流を身近に体感・共感できる体制づくりを行う。これもSDGsの一環として住み続けられるまちづくりを目的にした体制作りである。

(2) 催しもの等の実施について

事業の計画・立案時は、運営協議会及び関係者（参加者・町会・商店会等）との会議の場を設け、提案された意見・要望等を十分に取り入れ、地域住民の声を活かした計画とする。

事業終了時には反省会を行い、次回開催時に活かす体制を確立し、常に改善に心掛け運営協議会活動の発展と充実、住民の生活と福祉の向上に取り組む。

(3) 講座・講習会等の実施について

講座等を事前に周知するため、区報や掲示板等の媒体を通じて、誰でも気軽に参加できるようにする。

また、講座終了時には必ずアンケートをとり、その結果を直近の企画委員会で報告検討し、常に参加者のニーズに合った講座・講習会を目指す。

さらに、コロナ禍で特に保育園、学校で感染予防とデジタル化で事業案内等をチラシ配布ではなく、メール配信を希望するところが増えてきている。DX推進の観点から、メール配信の方が印刷・配布の手間を省くことができ、その分の費用、手間をSNSの活用によるPRの積極的推進に当てる。

3. 事故・緊急時の対応及び障害者・高齢者・外国人利用者への配慮

施設利用中の傷病者が増えてきているが、こうした事態の対応として、AEDを迅速に持ち出せる場所に置く、傷病者対応簡易マニュアル等で躊躇なく緊急対応ができるよう日頃から皆で申し合わせ、演習を行っている。

また、地震等の災害時に備え、奥沢区民センター職員と協力し避難誘導訓練を行うと共に、講座開始前には参加者に避難経路を伝え、委員の指示に従い行動するよう注意喚起を促す。

さらに、障害者・高齢者へは、それぞれのニーズに的確に応えられるよう複数の者で対応し、講座会場に車椅子スペースの確保、車椅子利用者用にインターフォンの設置や筆談器の用意、持ち運び用の段差スロープの用意、会場内の不具合を事前にチェックするなど、利用者の身になって合理的配慮を提供していく。

外国人利用者への配慮についても、DXの一環としてスマホの翻訳機能を活用する等の工夫で、特に外国語が話せなくても積極的に対応し、サービスを提供していく。

事業計画書

令和5年5月1日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在 世田谷区玉川台1-6-15

申請者：団体名 玉川台区民センター運営協議会

代表者氏名 会長 鈴木 敏郎



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

玉川台区民センターは、用賀・二子玉川地区に位置した会議室3部屋、茶室、大広間、音楽室、体育室を有する集会施設でロビーや展示コーナーを利用する団体も多い。誰もが気軽に出入りできる自由な施設である。2階に児童館、3階に図書館を併設しているため、利用者の多い施設である。地域コミュニティの形成に寄与する施設であり続けるために、次の事項を重要課題として、業務の運営に取り組む。

1. 複合機能を持つ施設の特性を活かし、施設の有効活用を図っていく

- (1) 子どもから高齢者までの幅広い世代間のコミュニティ活動を促進し、多世代交流の場づくりに努め、地域コミュニティの核として事業を推進する。
- (2) ロビーや展示コーナーなどの共有部分については、地域活動団体の作品や運営協議会活動の紹介等の発表を中心とした展示活動を積極的に行い、地域交流の促進に努める。
- (3) 併設する児童館や図書館との連携も進めるとともに施設を利用している地域活動団体が参加・企画するコミュニティまつりや・芸術祭、福祉バザー・防災訓練などを通し建物全体を活用した事業を展開する。

2. 地域住民・利用者の方に当施設を地域のシンボルと感じて頂くよう運営する。

3. 指定期間中の講座開設時などに事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに関係者に緊急事態発生を旨を通報する。

4. 個人情報の管理及び取扱いについては、「世田谷区個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守し、事業実施に係る個人情報については外部に漏れることがないよう適切に対応・管理し、その保管がなくなった時点でシュレッダー処理等実施し、情報漏出を起こさないよう管理を徹底する。

5. 事業活動に伴って生じた廃棄物は適正処理を心掛け、SDGsとして環境保全の実現に貢献する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 施設を利用した事業として、
 - (1) クリスマスダンスパーティー（12月）、お正月あそべあそべまつり（1月）、おひなまつり（3月）など、季節の伝統行事や昔ながらの遊びなどを高齢者から子どもたちに伝承する機会を設けていく。
 - (2) 年間サポーターの拡大とともに児童館・図書館との連携事業を増やし、地域住民による施設運営を進めるとともに、伝統行事で使用する作品づくりや手作りコーナーを設けて子どもたちとのふれあいを喜びとする個人活動を支援する。
 - (3) 玉川台区民センター運営協議会の活動内容の展示として、ロビーにモニターと掲示用パネルを設置し、活動内容を紹介するビデオ放映と写真を掲示、運営協議会への理解促進と活動への参加を呼び掛ける。
2. 建物敷地を活用した事業として、
 - (1) 防災訓練・コミュニティ福祉バザー・玉川台ファームなどを企画運営し、災害時の対応や児童館に通所する子どもたちに中庭にあるファームを開放し、野菜づくりを通して、緑化活動と環境美化に取り組んでいく。
 - (2) 地域に点在する公共施設群の一翼を担い、他施設や他団体とも協力して「健康貯金スタンプラリー」ステーション設置や「認知症たすきりレー」中継地などとしても開放していく。
 - (3) 毎月1回、図書館、児童館との三者連絡会議を開催し、情報共有、事業の協力・連携を図っていく。
 - (4) 当センターは、令和4年度に福祉避難所の指定を受けた。開設期間には円滑な運営ができるよう協議会事業や利用者への周知等柔軟な対応を行い、側面的な支援を行う。
3. 協議会事業の「文書の保存期間」を定め、個人情報の管理などには万全を期する。
4. 一般廃棄物では適正な分別を行い、リサイクルを推進する。特に一般廃棄物への再利用可能紙の混入を避ける。また、会議資料づくりでは再生紙を使用すると共に、プロジェクターの利用などを促進し、紙消費を抑制する。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

当施設は、公の施設であり、区民の共有財産であるため、住民の福祉の増進に使われるべきものである。また、地域住民の交流及び生涯学習の場である。指定期間に実施する事業の概要と取り組み方は次のとおりである。

1. 事業の概要

地域コミュニティ活動の輪を広げ、より活性化するために、文化、健康、趣味、防災等に係る事業を実施し、地域住民と施設利用者との交流、子どもから高齢者の方、障がい者や外国人の方まで誰でも気軽に参加できるボーダレス化を目指した事業を推進していく。

2. 取り組み方

- (1) 常に施設の利用者や区民の意見を真摯に受け止め、既存利用者を含めて区民が今までと同等以上に利用しやすい管理運営を行う。
- (2) 協議会実施事業においては適時アンケートなどを利用し、利用ニーズにあった迅速な対応やサービスの向上に繋げ、区民にとって利用しやすく役に立つ施設を目指していく。
- (3) 施設が提供できるサービスの内容や施設規模、立地条件などの設置条件を勘案し、地域住民と共に柔軟な発想やノウハウを発揮する。
- (4) 集団感染の予防では、新型コロナ渦の経験を活かし、国や区が発令する対処方法などを遵守し、感染予防対策を取りつつ区民のニーズに出来る限り寄り添った手法で事業を展開する。
- (5) 施設を利用する交流にとどまらず、地区外のフィールドも活用した事業展開を行い、施設利用者の拡大を図るとともに更なるコミュニティ形成を促進させる。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 地域交流のつどい（4月）

施設利用団体、地域住民の活動交流を図る目的で、例年実施している。利用者懇談の場として開催し、地域住民・利用者団体の意見、要望を把握し、利用者のニーズに合った事業展開を行うために開催している。

2. コミュニティまつり（6月）、芸術祭（10月）

当施設利用団体による詩、踊り、演奏、書道、絵画、手芸、ダンスなどの発表、展示の場で、地域の繋がりを深める。特に居場所を求める高齢者が激増し、仲間づくり、趣味に繋げる場として期待がある。

3. 親子でつくってあそぼう会（7月）、おうちでつくってあそぼう（12月）

子どもたちに手づくり作品の楽しさを味わってもらいながら、遊びを覚える。

4. 講座（年6回）

利用者、地域住民の要望や提案があった行事及び講座を積極的に実施し、地域コミュニティ形成に役立つような講座を実施していく。

- (1) 能楽講座・・・能楽師を招き、日本の伝統芸能を体験することで子どもたちにも日本文化を継承します。10月頃開催予定。
- (2) 健康講座・・・体育室に外部講師を招き、日頃から継続できる健康法を見つけるきっかけづくりをテーマに2月頃開催予定。
- (3) 落語講座・・・大広間に落語家を招き、高齢者の地域交流の輪を広げます。8月頃開催予定。
- (4) 防災講座・・・関東大震災から100年、せたがや災害ボランティアセンターに依頼し、災害に備え「いますぐ家庭で出来る対策」等を指導してもらいます。9月頃開催予定。
- (5) 文学講座・・・世田谷文学館友の会、朗読の会の皆さん等の協力を得て文豪の原本を読み、朗読を聞き、後日(11月頃)ゆかりの地を実際に尋ねる予定。
- (6) 音楽講座・・・体育室で子どもから高齢者の方まで楽しめるクリスマスファミリーコンサートを12月に予定。

5. ウォーキング（年2回）

講座で学んだ名所に実際に足を運ぶ。事業の継続により感覚的な側面でも満足してもらおう。また、参加者の健康維持・促進と地域交流を図る。

6. バス旅行（年3回）

区外の人気スポットや講座で学んだ名所を地域コミュニティのフィールドとして活用し、参加者の交流を図る。

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

1. 運営体制(会則で規定)

- (1) 玉川台区民センター運営協議会は、地域住民によって構成された委員で運営する。
- (2) 運営協議会には、近隣の用賀、用賀南、上用賀、瀬田、玉川、馬事公苑ハイムの各町会の協力で町会長などで構成する役員(会長・会計監事)を置き、協議機関としては、会則などの重要事項を決定する総会とその運営面で補完する役員会、事業などの企画立案などをおこなう事業委員会を設ける。
- (3) サポーター制度を設け、事業別・年間を通してのサポーターの確保に努め、運営体制の強化を図っている(サポーター制度は添付「玉川台区民センター運営協議会サポーター制度」の通り)。
- (4) 運営協議会の運営に関し、必要な事項は運営協議会に諮って会長が定めている。
- (5) 榎世田谷サービス公社の事務局とは役割分担を明確にし、責任の所在を明確にしている。

2. 事業の準備

大人数の参加が見込まれる事業実施にあたっては近隣へのポスティングなど近隣住民の方に配慮した運営を行っている。

3. 個々の事業の運営体制

- (1) 協議会事業は、事業委員会で企画し、年度当初の総会で決定する。各事業は、チーフ・サブの担当委員を中心に事業委員会で検討を重ね実施する。
- (2) 事業周知や参加者募集の手段として事業毎のチラシやポスターを配布、区広報板への掲示を行うとともに「センターお知らせ」を毎月 1,360 部発行し、6 町会に配布している。また、区のお知らせ「せたがや」にも掲載する。
- (3) 事業実施後は、参加者からの投稿記事をお願いし年 4 回発行する広報誌「たまがわだい・コミュニティ・NEWS」に掲載し、印刷物として地域に配布、掲示している。このように事業のPRを時系列で行い、事業参加者を増やしていく。

(4) 運営協議会の適正な財務運営を行うため、事業計画に沿った予算執行に努める。また、協議会物品については台帳で管理し、処分については「玉川台区民センター運営協議会物品の処分手続き」により行うなど、誰もが理解できるルール作りを心掛ける。

(5) 国の緊急事態宣言に基づく都の緊急事態措置に対応して、協議会では令和2年度から4年度までコロナ対策を行い「新型コロナへの対応について」をまとめた。今後も区の指示に従い感染対策を行いながら着実な事業執行を行っていく。

4. 事故・緊急時の対応及び障がい者・高齢者、外国人利用者への配慮

地震などの災害時に備え、緊急時の対応マニュアルなどを作成している。また、事務局職員とも協力し、避難誘導訓練を行っている。

同様に、障がい者・高齢者及び外国人利用者にも的確に対応できるよう複数の者で対応する等、相手のニーズに応えられるよう努めている(外国人利用者の方にはI・O Tデバイスの翻訳機能を使用して対応中)。

5. 苦情や要望への対応

各個別事業の終了時、参加者からアンケートを取ったり、区民センターに設置した意見箱や地域交流のつどいで提出された意見・要望等を企画会議や事業委員会で検討し、費用対効果も視野に入れた見直しも行いながら、参加者の要望を踏まえた効果的な事業が実施出来るよう努めている。

6. SDGs・DX推進への取り組み

(1) 事業委員会等の会議資料を始め広報等に使用するポスターも含め運営協議会で使用するペーパーは全て再生紙を使用する等環境配慮に努めている。また、区民センターの入口や敷地を囲む花壇を造り、四季折々の花を植えることで街の緑化を進め、自然環境保護に努めている。

(2) DX推進としては、会議をプロジェクターとスクリーンを使用する方式へ変更したり、広報活動もデジタルサイネージを使用する等業務の効率化・データに基づいたサービスの提供を行っている。その結果、地域住民への認知度アップや運協イベントへの集客力アップに繋がっている。

また、IT推進チームを立ち上げ、事業委員のICTリテラシーのスキル向上とI・O Tによるサービス提供に努めている。結果、外国人の利用者と

もスムーズにコミュニケーションが図れ、センター運営の円滑化に繋がっている。

事業計画書

令和 5年 5月 12日

世田谷区長

保坂 展人 様

所在地 : 地世田谷区深沢 4丁目 33番 11号

申請者団体名: 深沢区民センター運営協議会

代表者氏名 : 浅見 宗一



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間に実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間に実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

深沢区民センターは深沢地区の中心に位置し、児童館と図書館が併設され、ホール、会議室、料理講習室、大広間を備えている利用者の多い施設である。

こうした地域特性を活かし、子どもから高齢者まで幅広い世代間の交流を推進し、地域コミュニティの場としてニーズに合ったさまざまな事業を多彩に展開していく。

また、地域住民や利用者が安全で安心して区民センターを利用できるように関係機関と連携を図り、管理体制を徹底する。

1. ホール、会議室等を活用した事業展開

- ・施設利用団体の発表と交流の場としてフェスティバル、文化祭を実施。
- ・年間最低6回の各種講座の開催。
- ・クリスマス、正月等季節の伝統行事を実施し、子どもと高齢者の交流の場を設定。

2. ロビー、共有スペースの活用

- ・ふれあいや交流の場として利用し、壁面は利用団体の作品発表の場としてまた、それを見た人が参加するきっかけづくりをする。
- ・掲示板を情報提供の場として活用し、利用者に配慮した運営に努める。
- ・ご意見箱により、利用者の意見、要望等を把握し施設の管理や事業に反映させる。

3. 広報の充実

- ・年間3回広報誌(センターだより)を発行し事業のPRを積極的に行い事業参加者を増やしていく。
- ・事業参加を募る効果的手段としての「区のお知らせ」の積極活用を行う。また地区外の区民の方へ当運営委員会の活動PR効果も期待できる。

4. 児童館、図書館との連携

- ・毎月1回、図書館、児童館との三者連絡会議を開催し、情報共有、事業の協力、連携を図っていく。
- ・イベント、講座等、連携して実施できる事業増に取り組む。

5. 安心・安全管理の徹底

- ・講座等で知り得た個人情報については、情報が漏洩することがないように鍵付の机、キャビネットで保管し管理を万全にする。
- また、不要となった情報は速やかにシュレッダー裁断等で処理する。
- ・消防署などの防災機関の協力を得て児童館、図書館と共に防災訓練を実施。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

- ①講座(6回)・・・教養、健康、料理、園芸、映画、落語をテーマに実施。
- ②サマーフェスティバル(1回7月)・・・利用団体による踊り、歌、演芸等の発表会。
- ③文化祭(1回3月)・・・利用団体による書道、水墨画、絵画、手芸等の作品展示。
- ④Music Day(1回6月)・・・児童館と共催でオーケストラ演奏を楽しむ。
- ⑤クリスマス会(1回12月)・・・児童館、図書館と共催で演劇、歌等のお楽しみ会。
- ⑥新年こども大会(1回1月)・・・伝承遊びや餅つき等、子どものお楽しみ会。
- ⑦敬老の日プレゼントボード交流(1回9月)・・・地域のお年寄り3施設との交流。
- ⑧利用者交流会(1回12月)・・・利用団体と運営協議委員との親睦、交流。
- ⑨施設見学研修会(1回9月)・・・委員の見聞を広め円滑な事業推進を目的に実施。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1. 講座

- ①新規事業については、衣食住に関する講座や健康講座・教養講座など地域住民の多様なニーズに対応しながら実施する。
- ②実施事業の振り返りの場を提供し、地域の方々に講座を認知してもらい、参画意識の高揚を図ることと合わせて、新しいコミュニティの形成に寄与する。
- ③施設の見学会については、委員としての見識を広め、委員相互の親睦を深め、円滑な事業の推進に寄与する。
- ④事業を通して、参加者間の交流を図り、自主グループの育成に努める。

2. 催物

- ①深沢文化祭、サマーフェスティバルについては、利用団体が日ごろの活動の成果を発表し、地域の方々との触れ合いを図り、従前以上のコミュニティを形成する機会とする。
- ②新年ふかさ子ども大会、ふかさ Music Day、子どもクリスマス会については今後のまちづくりを担う子どもたちに交流する場を提供し、健全育成に寄与する。
- ③利用者交流会を行い、利用者と運営協議委員、関連メンバーとの交流を図り親睦を深め相互の関係強化を目指す。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

【講座】

- ①教養講座(5月)・・・世田谷の歴史探索により地域の見聞を広める。
- ②健康講座(6月)・・・外部講師を招き健康促進、健康寿命を延ばすことをテーマとし地域で健康増進に取り組む。
- ③名画鑑賞会(8月)・・・懐かしの名画に親しんでもらい健康増進と地域交流を図る。
- ④料理講座(10月)・・・免疫力を高める料理作りを学び健康増進と地域交流を図る。
- ⑤園芸講座(11月)・・・季節の寄せ植え、リース等の作成により趣味の領域拡大と地域交流を図る。
- ⑥落語会(2月)・・・身近な所で落語を楽しんでもらい健康増進、地域交流を図る。

【催物】

- ①ふかさわ Music Day(6月)・・・親子でオーケストラ演奏を楽しむ。
- ②サマーフェスティバル(7月)・・・利用団体による踊り、歌、演芸等の発表会を実施し、地域交流を図る。
- ③施設見学研修会(9月)・・・委員の見聞を広め円滑な事業推進を目的として実施。
- ④敬老の日プレゼントボード交流(9月)・・・子どもたち地域のお年寄り3施設との交流を図る。
- ⑤防災訓練(10月)・・・児童館、図書館と共に合同避難訓練等の実施。
- ⑥ふかさわ子どもクリスマス会(12月)・・・児童館、図書館と共催で演劇、歌等のお楽しみ会を実施し地域交流を図る
- ⑦利用者交流会(12月)・・・利用団体と運営協議委員との親睦、交流を図る。
- ⑧新年ふかさわ子ども大会(1月)・・・伝承遊びや餅つき等、子どものお楽しみ会を実施し世代を超えた交流を図る。
- ⑨ふかさわ文化祭(3月)・・・利用団体による書道、水墨画、絵画、手芸等の作品展示により、より一層の地域交流を図る。

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

深沢区民センターは、地域の各団体や利用者団体など幅広い団体の代表者 34 名により構成されている「深沢区民センター運営協議会」により運営を行っている。

運営協議会は、役員及び運営委員並びに協議会委員から構成され、詳細は下記のとおりである。

会議は、決定機関としての総会、総会の補完的機関の役員会、事業の企画運営等を協議する運営委員会等を設け、総会は年 1 回、役員会は年 3 回、運営委員会は年 6 回を原則として開催している。

運営委員会はアンケート等による参加者の意見、要望等を踏まえ、ニーズにあったイベントや講座等の企画を行うと共に、併設している児童館や図書館とも事業を共催するなど幅広い活動を行っている。

今後も、児童館や図書館と更なる連携を強め、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として更なる充実を図りながら、利用者に愛される施設になるよう努めていく。

合わせてSDGsに準拠した取り組みとして、環境にやさしい商品の使用、会議及び講座開催における紙媒体のミニマイズを図り、環境に配慮した取り組みを遂行していく。加えて、子どもたちから高齢者まで幅広い世代が楽しめ、意義ある事業を展開し生涯学習を促進する。

また、運営の効率化を図る為、オンラインによる定例会・委員会の実施、アーカイブ化をはじめとしたICTの積極活用やDXの推進に取り組んでいく。

(記)

【深沢区民センター運営協議会】

・構成委員数・・・34名

・構成・・・町会代表

交和会他 11 町会

商店会代表

深沢中央商店街振興組合他 2 商店会

行政関連団体代表

青少年深沢地区委員会他 6 団体

利用者団体代表

深沢スポーツ文化クラブ他 9 団体

役員(5名)

運営協議会会長、副会長(3名)、運営委員長

会計監事(2名)

運営委員(9名)

編集委員(9名)

事務局(8名)



事業計画書

令和5年5月5日

世田谷区長

保坂展人様

所在地 世田谷区鎌田3-35-1

申請者：団体名 世田谷区鎌田区民センター

運営協議会

代表者氏名 会長 早川隆彦



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方

② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案

③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）
 鎌田区民センターは、1998年（平成10年）6月砧地域に初めての区民センターとして、地域住民の期待の基に開設された。本年開館25年目を迎え地域の生涯学習の拠点として、施設の果たす役割はますます増大している。
 当センターは、児童館・図書館・ケアセンター・喫茶室が併設してあり地域交流の場としても役割を果たしており、利用者の数も年々増加の一途をたどっている。
 今後も地域交流拠点としての役割を果たすため、センター内各施設との連携を図りながら、地域ニーズに合った事業を計画していく。そのために、地域に親しまれ安全で快適な施設運営を行っていく。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

【施設の有効利用を図るための情報収集】

1. 運営協議会には事業の企画運営を検討する組織として企画委員会を設けている。企画委員の中には、町会の役員、民生委員、青少年委員などや学校関係の委員を兼ねている人もおり、地域の意見や要望等を十分把握している。
2. 事業を実施した際には参加者からアンケート等により、意見・要望等を頂き、事業ごとにまとめ、例月の企画委員会に報告して今後の事業に活用する。参加者の感想、要望等は広報紙「区民センターニュース」に掲載し、地域の方々へ周知する
3. 利用団体や地域住民を交えた地域懇談会を開催し、意見・要望を収集して、地域ニーズにあった事業を行なう。地域懇談会を欠席の団体からも意見・要望を出していただき利用者の意見としてまとめ事業に活用する。
4. 窓口に来られる利用者からも日常的に意見・要望が寄せられるので、これらの意見・要望を取り込み活用する。

【収集した情報の活用の手法】

企画委員会に出席している図書館・児童館・ケアセンター及び喫茶室へも、いただいた意見・要望等を提供し、情報の共有化を図る。
 毎月開催する企画委員会で、収集した意見・要望等を検討し事業に反映する。

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間に実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）
 当センター利用者や地域住民からの要望、提案のあった講座、イベント等を積極的に実施し、講座等の終了時に参加者が自主的なグループへ発展し、地域のコミュニティ形成の核となるように支援する。
 一方、当センターを活動の拠点として各種学習、創作、音楽演奏等に励む団体の日頃の活動の発表の場として「鎌田区民センターまつり」を併設している図書館・児童館・ケアセンター・喫茶室との共催で開催する。
 2007年（平成19年）に設置した「グランドピアノ」を主体とした事業は、地域の身近な場所で実施することで地域住民に親しまれるコンサートとして定着し、さらにその内容を充実させ定期的開催していく。
 また、2007年（平成19年）から世田谷区民健康村との交流事業として実施し

ている、りんごの木のレンタルによる摘果・収穫については、川場村との交流と併せて参加者同士の親睦を図っていく。

さらに、今後は、高齢のセンター利用者の増加が見込まれるため、高齢者の憩いの場となるようケアセンターとの連携を強化し、共催事業に取り組んでいく。

一方、センターニュースの充実を図り、豊富な文化情報をもとに、地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしていく。

事業の実施に伴い収集する個人情報の取扱いについては、収集の時に利用目的を明示して、その範囲内において、適正に利用する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

- 1, 地域住民、利用者団体からの鎌田区民センターに対する意見、要望等を把握し、利用者ニーズに合った事業展開を行うために「利用者懇談会」を開催する。
- 2, 当センターの施設の特徴を生かした事業を展開する。
 - ①「鎌田区民センターまつり」を区民センター、図書館・児童館・ケアセンター及び喫茶室と共催で開催する。
 - 魅せる聴かせるコーナー
利用者団体による音楽・舞踏などの舞台発表
 - 展示コーナー
利用者団体による絵画・書・手芸の作品展示
 - ②「音楽の調べ」クラシック音楽、ジャズなどの演奏会の開催
 - ③「クリスマスコンサート」に因んだクラシック音楽の開催
 - ④「ピアノコンサート」ピアノ演奏を主としたコンサートの開催
 - ⑤「川場村との交流事業」りんごの木を借り上げ、摘果、収穫を通じて、参加者相互の親睦と交流を図る
- 3, 地域の情報誌としての「区民センターニュース」を年3回発行する
- 4, 各種講座の開催
 - ①「健康講座」 子育てママ体操教室
 - ②「健康講座」 中高年の健康体操
 - ③「歴史講座」 砦地域歴史を学ぶ
 - ④「園芸講座」 草花の栽培方法を学ぶ
 - ⑤「芸術講座」 日本画、西洋画を学ぶ
 - ⑥「生活講座」 料理、手作り講座
 - ⑦「防犯講座」 防犯・安全講座
 - ⑧その他「利用者懇談会」等の意見、要望を反映した講座を計画する
- 5, 図書館・児童館・ケアセンター及び喫茶室等の相互協力による事業を実施する
 - ①夏休み子ども映画会（児童館）
 - ②子ども人形劇（図書館）
 - ③お楽しみコンサート
 - ④なつかしの名画劇場

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）

苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

鎌田区民センターが実施する講座及び催し物に関する事業は、地域住民によって構成される「運営協議会」により運営している。

運営協議会には、会長・副会長・会計監事等の役員を置き、最終意思決定機関として総会がある。総会の補完的役割を果たす役員会を置き、事業の企画・立案等を行う企画委員会を

設けている。

企画委員会は、町会関係者・民生児童委員・地域社会福祉協議会委員等地域住民の意見・要望を把握している委員に加え、区民センターに併設している図書館・児童館・ケアセンター及び区民センターの職員の参加のもとに実施事業の企画・立案・実施を担う。

各講座や催し物の実施時には企画委員会委員の中で担当者を決め、事業実施の段取りや、講師等の打合せを行う。

また、当日は、参加者の確認、受付等を運営協議会事務局と協力して事業の円滑な実施に努める。区民センターが公設、民営の施設であることを理解し、公平・公正で利用団体や地域住民にとって、快適で安全な施設となるよう運営に配慮して行く。

「持続可能な開発目標」SDGsに準拠した取組として環境にやさしい物品の使用、子どもたちから高齢者までみんなが楽しむ音楽会、人形劇などの事業を開催する。

さらに、地域の幼児、障害のある方、高齢者の誰もが利用しやすく愛される施設を目標に、センターを拠点としたまちづくりを形成していく。

運営の効率化を図るため、ICTの積極活用やアーカイブ化等DXの推進に取り組んでいく。

事業計画書

令和5年5月12日

世田谷区長
保坂 展人 様

所在地 世田谷区上北沢3-8-9

申請者：団体名 上北沢区民センター

代表者氏名 武藤 一郎



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

- 1、各団体が公平に利用できるよう周知を行い、適切な管理を行うことでより多くの団体に利用いただく。
- 2、利用者団体、地域の幼稚園、小中学校等の作品展示場所を確保し、住民通しの交流を促進する。
- 3、利用者の意見、要望を把握し、利用者の利便性を向上させる。
- 4、実施するイベント等を住民がどのように捉えているかを把握し、今後の計画に反映させる。
- 5、地区内のいろいろな活動やイベントなどの情報を集約・発信し、生き生きと暮らせる町を目指す

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

- 1、「運協・利用団体掲示板」を設置、ロビーに「チラシ置場」を設置し、管理する。
利用の受付は随時とし事務局が担当する。
多くの利用団体が公平に利用できるように掲示期間等は最大2ヶ月とする。
- 2、作品展示場所の確保
一階ロビーの料理講習室前のスペースを作品展示場所として確保し、利用者団体、地域の幼稚園、小中学校等のために作品展示会場とする。
 - ① 交通安全絵画展 9月
 - ② 緑丘中、上北沢小、八幡山小、松沢幼稚園絵画展 11月
 - ③ 幼稚園、小学校低学年によるぬりえ展 2月
 等予定されているがその他併設の児童館等の協力を得、実施予定。
- 3、利用者懇談会の実施
区民センター利用者との利用者懇談会を実施し、利用者の意見、要望等を把握し利用者の利便に配慮した施設の管理、運営をはかる。
年度1回開催、1月実施予定
- 4、利用者（参加者）アンケートの実施
アンケート調査により住民の意見、要望を把握し以後の事業に反映する。

開館記念まつり	7月
文化祭	11月
ひなまつり子どもフェスティバル	2月
生き生き講座	開催時

 施設利用者に対してもアンケート調査を随時実施し意見、要望を把握し運営に反映していく。
- 5、「上北沢区民センターだより」の発行
年度3回発行する。

第102回発行	8月
第103回発行	12月
第104回発行	3月

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1、開館記念まつり

開館を記念してイベントを実施する。

イベント種目（内容）については地域住民の意見、要望を取り入れながら開館記念まつりに相応しい種目（内容）を運営協議会において決定する。

実施時期は7月を予定。実施回数（日数）1回（1日）

2、文化祭

地域における文化活動の拠点として、日頃センターで活動している団体等を中心に成果の発表の場として文化祭を開催する。

① 舞台発表 日本舞踊、社交ダンス、フラダンス、コーラス、カラオケ等

② 作品展示 絵画、書、彫刻、写真、編み物、パッチワーク等

③ お茶席コーナー 日本古来の文化「茶道」を多くの住民に体験させる。

④ 手作りコーナー 上北沢町会、ラベンダーの会等の協力を得、コサージュ、マスコット作りに親子で挑戦

⑤ 絵画作品の展示 地域の幼稚園、小学校、中学校の絵画作品を展示

実施時期 11月第1土曜日、日曜日 実施回数 1回（2日間）

3、ひなまつり子どもフェスティバル

地域の子どものための「ひなまつり子どもフェスティバル」を開催する。

① 餅つき 町会の青年会の協力を得、子ども達に餅つきの体験をさせる。

② 伝承遊び 高齢者クラブ(老人会)の協力を得、子ども達に昔ながらの遊びを体験させる。

③ 舞台発表 子ども達の日頃の稽古の成果を発表させる。

④ 紙芝居 紙芝居を保存する地域住民の協力を得、実演していただき、子ども達に素朴ながら大きな感動を与える。

⑤ その他 実行委員会が子ども達のまつりに相応しいイベントを企画する。

実施日時 2月最終日曜日 実施回数 1回

4、生き生き講座、講演会の開催

教養、健康、防災、趣味等の講座、講演を地域住民の要望等を考慮しながら企画し、実施する。

年度内に6回程度を予定

5、節句等行事の実施

地域の平穏と住民の健康を願い季節に即した伝承行事を実施する。

端午の節句（5月）、七夕（7月）、重陽の節句（9月）、お月見（9月）、

ハロウィン（10月）、クリスマス（12月）、正月の祝い（1月）、

小正月の祝い（1月）、節分（2月）、ひなまつり（3月）

② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1、開館記念まつり

開館記念日にイベントを開催する。

イベント種目については地域住民の要望、意見を取り入れながら開館記念まつりに相応しい種目を運営委員会において決定する。

実施体制については運営委員会が出演者との交渉、会場設営、実施方法等決定し開催する。

2、文化祭

地域住民が1年間活動した成果の発表の場として「文化祭」を開催する。

運営協議会を中心とし、利用者団体、作品出品希望団体等に呼びかけ「文化祭実行委員会」を設立し、準備から開催まで多くの地域住民参加による、地域住民のための「文化祭」を開催する。

3、ひなまつり子どもフェスティバル

地域の子どもの健全な精神の育成と健やかな成長を願い、餅つき体験、伝承遊び、手作りコーナー等を盛り込んだ「ひなまつり子どもフェスティバル」を開催する。

運営協議会を中心とし、地域の小学校のPTA、幼稚園父母会、子どもを中心に活動している団体に呼びかけ「ひなまつり子どもフェスティバル実行委員会」を設立し、準備から実施まで多くの地域住民参加による、子どものための「ひなまつり子どもフェスティバル」を開催する。

4、生き生き講座

教養、健康、防災、防犯、趣味等に関する講座、講演を年6回程度実施する。

実施する内容については、運営委員会が講師等との交渉、会場設営等実施する。

5、節句行事等

端午の節句（5月）、七夕飾り（7月）、重陽の節句（9月）、お月見（9月）、ハロウィン（10月）、クリスマス飾り（12月）、正月飾り（1月）、小正月飾り（1月）、節分（2月）、ひなまつり（3月）

上記節句行事等において、区民センターロビーにそれぞれ飾り物をし、地域住民と伝承行事を祝う。

③ 事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）
苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

- 1、住民自治の精神に基づき、センター運営を通じて地域住民の交流を図り、明るく豊かなまちづくりを進めるとともに、利用者や地域住民の声を反映した運営に努める。
- 2、地域におけるコミュニティの活性化を図り、利用者が安心して利用できる施設運営をする。
- 3、地域における文化活動の拠点として、そして個人情報保護に配慮した運営に努める。
- 4、ゴミ問題解決に向け、個人ですぐにできる取組みとして、イベント等で出たゴミは各自持ち帰り、リサイクルできるものは捨てずに、ゴミの削減に努める。
- 5、一階ロビーに設置しているディスプレイを通じて、さまざまな情報を動画や静止画で発信する運営に努める。（デジタルサイネージの積極的な活用）。

事業計画書

令和 5年 5月 11日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区粕谷 4-13-6

申請者：粕谷区民センター運営協議会

代表者氏名：倉本 拓三



1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務

- ① 指定期間を実施する業務の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する業務の具体的な提案

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

- ① 指定期間を実施する事業の概要と取り組み方
- ② 令和6年度に実施する事業の具体的な企画提案
- ③ 事業の運営体制の取り組み方

1 事業計画

(1) 区民センターの施設の使用に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

施設の使用に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1. 掲示板の提供

利用団体などが情報交換をするための掲示スペースを1階廊下に設置し、地域住民が気軽に情報交換できるように便宜を図る。

2. 作品展示場所の提供

当該施設を利用している団体や構成員の作品を展示するため、1階ロビーのコーナーを展示場所として提供する。日頃の活動の成果物を手軽に展示できる場を提供する。

3. 利用者懇談会の開催

個人や団体利用者の意見、要望等を把握し利用者の利便性に配慮した施設の管理、運営をはかる。

4. 参加者アンケート調査の実施

事業終了後にアンケート調査を行い、参加者の意見、要望などを把握し、以後の開催の参考とする。

5. 広報誌の発行

地域住民が区民センターを身近に感じ、気軽に利用していただくために、施設紹介、利用団体の活動内容紹介、各種事業に関する情報等を満載した情報誌「せせらぎ」を定期的に発行する。

6. 3者（4者）連絡会の実施

複合施設の構成員である図書館や児童館と共に、施設の維持管理や運営上の諸問題の解決、共催事業等、協議のため定期的に打合わせ会を開催する。連携を取り相互協力を図る。必要に応じ地域振興課の出席を依頼する。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

施設の使用に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 掲示板の提供

①申込先②掲示物の内容③掲示期間④掲示物の規格⑤掲示物の枚数⑥撤去方法等を記載した『ご利用方法』を掲示し利用に供している。多くの利用団体が公平に利用できるよう内規を定めている 【期限1ヶ月 随時掲示】

2. 作品展示場所の提供

センターの利用団体構成員や講座参加者の作品、地域の幼稚園児や小学校

生徒などの作品を対象とする。盗難や破損防止の為、透明ケースの中に入れ展示する。又、ロビーでパネルを使用し、地域の幼稚園や小学校生徒の絵画なども展示している。多くの利用団体が公平に利用できるよう内規を定めている **【期限 2 週間 随時展示】**

3. 利用者懇談会の開催

個人利用者や団体との懇談会を開催し、利用者の意見、要望等を把握し利用者の利便性に配慮した施設の管理運営をはかる **【年 1 回 3 月実施】**

4. アンケート調査の実施

各事業の終了時にアンケート調査を行う。 ①夏休み夕涼み会 8 月 ②文化祭 11 月 ③センターまつり・子どもまつり 2 月 ④各種講座（6～7 講座）4 月から 1 年間 ⑤公演会（邦楽の夕べ）7 月 **【随 時】**

5. センターだより「せせらぎ」の発行

発行時期：7 月、3 月

町会、自治会、小/中学校、地域や近隣の公共施設他 3, 800 部配布

【作成部数：4, 300 部、年 2 回発行】

6. 3 者（4 者）連絡会の実施

施設の管理運営上の諸問題解決、共催事業の実施内容の検討、その他情報交換や協議のため定期的に連絡会を開催する。特に地域振興課の範疇に含まれる施設の維持管理や運営上の問題に関しては出席を依頼する。

【毎月 1 回開催】

(2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務

①指定期間を実施する事業の概要と取り組み方

講座及び催物に関する事業の概要の提示（内容、実施に伴う期待する効果など）

1. 夏休み夕涼み会

地域コミュニティの核である区民センターで、学習活動・コミュニティ活動・文化活動などを行っている団体や地域にお住まいの方々の「交流の場」として盆踊りを中心としたイベントを開催する。「大人と子ども、住民相互」のふれあいと絆を深めると共に、良き日本の文化に親しむ機会とする。また、隣接するせせらぎ緑道を使用し、地元商店会を中心に地元企業や地域活動団体などの参加を得て、模擬店を開催する。

2. 文化祭

地域における文化活動の拠点として、日頃より区民センターや児童館・図書館で活動している「団体や個人」の成果物の発表の場・鑑賞の場として

開催する。わら細工など伝統文化を体験できる機会を設ける。

メインテーマとして「ーやさしさ・ふれあい・きずなー」を掲げ文化祭を実施する。

3. センターまつり・子どもまつり

地域コミュニティの核である区民センター・児童館・図書館で学習活動、コミュニティ活動、文化活動等を行っている地域活動団体や地域の皆さまと「大人と子どもの絆を深める」「まつりを通して日本の伝統文化に触れ親しむ」事を目的に開催する。また、隣接するせせらぎ緑道を使用し、地元商店会を中心に地元企業や地域活動団体などの参加を得て、模擬店を開催する。

4. コミュニティ講座・講演会の開催

地域の身近な問題や教養、趣味、娯楽、社会、経済、文化、健康、スポーツ、時事、歴史、科学、音楽、文学、芸術など、住民が希望しているテーマを取上げた講座や講演会を開催する。学習や人的交流を通じて生涯学習に寄与し、地域コミュニティの醸成を促進していく。

5. わくわくこども科学あそびの実施

図書館、児童館、区民センターとの共同開催。

地域の子供たちに科学について学んでもらう。

②令和6年度に実施する業務の具体的な提案

講座及び催物に関する事業の具体的な提案（内容、回数、実施時期など）

1. 夏休み夕涼み会

実施時期：毎年8月 第3土曜日 午後3時～午後8時

内 容：盆踊り、模擬店（19店）、子ども縁日コーナー（各種ゲーム・手作りコーナー・食べ物のお店）、ステージコーナー（盆踊り・ダンス・楽器演奏など）、パネル展示などを開催する

2. 文化祭

実施時期：毎年10月末か11月初めの土/日曜日 午前10時～午後4時

内 容：①舞台部門（詩吟・楽器演奏（ジャズ・タンゴ・ハワイアン・ウエスタン）・フラダンス・空手演舞・太極拳・童謡唱歌）など

②作品展示部門（菊展示・三本盆養・絵画各種・短歌・魚拓・書道・陶芸・彫刻・折り紙・木工細工・手芸・パッチワーク・ちぎり絵・押し花）など

③児童館コーナー（大人対象：わら細工、児童対象：簡単工作）

④図書館コーナー（人形劇・落語、マジックショー）など

3. センターまつり・子どもまつり

実施時期：毎年2月 第3日曜日 午前10時～午後3時

内 容：餅つき、餅販売、模擬店（20店程度）、どんど焼き、生け花、パネル展示など①イベントコーナー（人形劇・映画・落語・マジック・児童作品展示）など②子どもコーナー（南京玉すだれなどの伝承遊び・手作りゲーム・食べ物のお店・ダンス・ギター演奏）など

4. コミュニティ講座・講演会の開催

実施時期：4月～翌年3月（年間通して開催）

内 容：学習講座（3講座）

①千歳村文学講座（3回連続講座）②音楽講座（3回連続講座）

③バレエ入門講座（3回連続講座）

体験講座（2講座）

①苔玉作り講座（1回）②バレエストレッチ講座（3回連続講座）

5. わくわくこども科学あそびの実施

実施時期：令和6年10月8日 午前、午後の2回

内 容：紫外線についての体験

③事業の運営体制の取り組み方

講座及び催物に関する事業に伴う運営体制（計画、準備、実施体制など）苦情や要望への対応、SDGs・DX推進の取り組み等の提案

1. 夏休み夕涼み会

実施体制は、運営協議会、児童館、図書館、管内町会・自治会、商店会、交通安全協会、消防団、ボーイスカウト、各小中学校PTA、地域活動団体等の協力、応援のもと実施する。

実施に当たり、事前準備や当日の役割分担は部会で企画立案し、運営委員会で最終決定（調整）する。模擬店出店者会議を開催し衛生上の注意や出店に関する決め事を徹底する。事業終了後、運営参加者の反省会を開催し、次年度の参考とする。

食品ロスをなくし、ゴミの持ち帰りの徹底を促す。（ポスターを貼る）

広報に関しては区報他、デジタルサイネージを活用したいと考えている。

2. 文化祭

実施体制は、運営協議会、児童館、図書館、地域活動団体等の協力、応援のもとに実施する。

実施に当たり、事前準備や当日の役割分担は部会で企画立案し、運営委員会で最終決定（調整）する。事業終了後、運営参加者の反省会を開催し、

次年度の参考とする。

広報に関しては区報他、デジタルサイネージを活用したいと考えている。

3. センターまつり・子どもまつり

実施体制は、運営協議会、児童館、図書館、管内町会・自治会、商店会、交通安全協会、消防団、ボーイスカウト、各小中学校PTA、地域活動団体等の協力、応援のもと実施する。

実施に当たり、事前準備や当日の役割分担は部会で企画立案し、運営委員会で最終決定（調整）する。模擬店出店者会議を開催し衛生上の注意や出店に関する決め事を徹底する。事業終了後、運営参加者の反省会を開催し、次年度の参考とする。

食品ロスをなくし、ゴミの持ち帰りの徹底を促す。（ポスターを貼る）

広報に関しては、区報他、デジタルサイネージを活用したいと考えている。

4. コミュニティ講座・講演会の開催

1月より『講座・講演部会』を開催し、事業の見直しや翌年度開催する講座・講演会の内容やスケジュールについて予算も含め検討する。数回の部会を開催し、スケジュールや実施内容を決定する。部会委員は各講座・講演会の担当委員となり、実施に当たっての実務的な詰めを事務局と行う。指定講座は事務局が関係者とスケジュールや実施内容を協議し決定する。

広報に関しては、区報他、デジタルサイネージを活用したいと考えている。

5. わくわくこども科学あそびの実施

実施に当たり、5月連休明けから事務局が公演相手と日程や実施内容などを協議し決定する。委員の当日の役割分担は事務局で決定する。